

○ 公開プロセス対象事業の選定基準

行政事業レビュー実施要領（4月2日行政改革推進会議）（抜粋）

4 外部有識者による点検

（3）対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

- ア 前年度に新規に開始したもの  
イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ・事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定する。その際、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

5 公開プロセスの実施

（1）対象事業の選定

- ① チームは、4の（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定することとする。

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの  
イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの  
ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの  
エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）  
オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

## ○ 歳出改革ワーキンググループの設置

行政事業レビューの改善策について（4月2日行政改革推進会議）（抜粋）

### 4. 行政改革推進会議等による関与のあり方

行政改革推進会議は、

- 各府省のレビューの取組を検証し、良い取組については積極的に評価を行うとともに、検証結果を次年度以降におけるレビューの実施方法の改善に反映
- 個々の事業の内容についても、点検が十分なものとなっているか、点検結果が概算要求に反映されているかなどの観点からチェック
- 上記のチェック結果について、政府の予算編成に反映されるよう意見としてとりまとめ

等の取組を行うこととし、このため、当会議の下にワーキングチームを設置する。